明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二三九）　三
○土地改良法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四〇）　八
○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二四一）　九
○公認心理師法の施行期日を定める政令（二四二）　一〇
○公認心理師法施行令（二四三）　一〇
〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とイスラエル国との間の協定（三〇）　二
〔省　令〕
○公認心理師法施行規則（文部科学・厚生労働三）　九〇
〔告　示〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とイスラエル国との間の協定の効力発生に関する件（外務三二七）　九六
○公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設を定める件（文部科学・厚生労働五）　九六

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　配偶者控除及び配偶者特別控除に係る改正に伴い、寡婦控除の適用対象等について、所要の措置を講ずることとした。（第七条の二、第七条の三、第七条の三の三、第七条の五、第七条の一三、第七条の一六、第四六条の二、第四六条の二の二、第四六条の三、第四七条の三、第四八条の六及び第四八条の七関係）

(二)　県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する納税義務者が前年以前三年内の各年の翌年の一月一日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合又は賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する納税義務者が前年以前三年内の各年の翌年の一月一日において指定都市の区域内に住所を有した場合における外国税額控除の控除余裕額の計算方法を規定することとした。（第七条の一九及び第四八条の九の二関係）

(2)　特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金について、市町村が払い込むべき額の算定に用いる按分率の特例を設けることとした。（第八条及び改正令附則第二条関係）

(三)　個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書に添付すべき特定口座年間取引報告書等の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとした。（附則第一八条の四関係）

2　その他

国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法施行令総則に規定することとした。

(一)　臨検等及び鑑定に係る許可状の請求書について、書面で行うこととするとともに、その記載事項を定めることとした。（第六条の二二の三及び第六条の二二の八関係）

(二)　間接地方税について、その細目を定めることとした。（第六条の二二の四関係）

(三)　領置等をしたときに作成する目録について、その記載事項を定めることとした。（第六条の二二の五関係）

(四)　領置物件等について、還付ができない場合に公告を行う事項を定めることとした。（第六条の二二の七関係）

(五)　臨検等の夜間執行の制限を受けない地方税について、その細目を定めることとした。（第六条の二二の九関係）

(六)　質問等をしたときに作成する調書について、その記載事項を定めることとした。（第六条の二二の一〇関係）

二　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四〇号）（農林水産省）

土地改良法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第三九号）の施行期日は、平成二九年九月二五日とすることとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二四一号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

1　農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象として都道府県が行う申請によらない土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の要件は、次に掲げるものとした。

(一)　事業施行地域内農用地の面積が一〇ヘクタール（条件不利地にあっては、五ヘクタール）以上であり、かつ、集団的に存在する土地であること。（第五〇条の二の八及び第五〇条の二の九関係）